



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

- *49 医療法施行細則の一部を改正する規則 (医務課)
- *50 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (健康対策課)
- *51 和歌山県営自転車競走実施規則の一部を改正する規則 (商工労働総務課)
- *52 和歌山県営自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則 (")

規 則

和歌山県規則第49号

医療法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則(平成9年和歌山県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第1条第1項」を「第1条の14第1項」に改める。

第9条の見出し中「療養病床設置等」を「病床設置等」に改め、同条中「診療所療養病床設置(変更)許可申請書」を「診療所病床設置(変更)許可申請書」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(診療所の病床設置等の届出)

第9条の2 施行令第3条の3の規定による届出は、診療所病床設置(変更)届(別記第11号様式の2)により行わなければならない。

第31条中「第31条の2」を「第31条の3」に改める。

第32条中「第31条の3」を「第31条の4」に改める。

第33条中「第31条の4」を「第31条の5」に改める。

第34条中「第32条第1項」を「第32条」に改める。

第36条中「第51条第1項」を「第52条第1項」に改める。

第39条中「法第56条第2項」を「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成18年法律第84号)附則第10条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第2条の規定による改正前の法第56条第2項」に改める。

第41条中「第5条の7」を「第5条の12」に改める。

第42条中「第5条の8」を「第5条の13」に改める。

第43条中「第68条」を「第68条第1項」に、「民法(明治29年法律第89号)」を「民法」に、「別記第46号様式」を「別記第46号様式の2」に改め、同条を第43条の2とし、第42条の次に次の1条を加える。

(仮理事の選任の申請)

第43条 法第68条第1項において準用する民法(明治29年法律第89号)第56条の規定による仮理事の選任の申請は、仮理事選任申請書(別記第46号様式)により行わなければならない。

別記第9号様式及び別記第10号様式を次のように改める。

別記第 9 号様式(第 7 条関係)

助 産 所 開 設 届

年 月 日

和歌山県 保健所長 様

開設者	住 所	〒 電話番号 ()
	(ふりがな) 氏 名	(印)

下記のとおり助産所を開設したので、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 8 条の規定により届け出ます。

記

1 助産所の名称及び開設の場所

(ふりがな) 名 称	
開 設 の 場 所	〒 電話番号 ()

2 開設者の状況

他の助産所の開設若しくは管理又は他の病院、診療所若しくは助産所での勤務の有無	有	(病院等の名称) を開設 を管理 に勤務	・無
同時に開設しようとしている助産所の有無	有	(助産所の名称)	・無

3 助産師その他の従業者の定員

	医師	歯科医師	薬剤師	看護師	准看護師	助産師	栄養士	診療放射線技師	診療 X 線技師	臨床検査技師	衛生検査技師	臨床工学技士	理学療法士	作業療法士	視能訓練士	義肢装具士	歯科衛生士	歯科技工士	看護補助者	その他	事務職員	合計
常 勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
非 常 勤																						
計																						

4 敷地の面積及び平面図

m²(敷地の平面図は別添のとおり)

5 敷地周囲の見取図

別紙のとおり

6 建物の構造概要及び平面図

(1) 建物の構造概要

主 要 構 造	階 数	建 築 面 積	延 床 面 積
造	地上 階、地下 階	m ²	m ²
建物の一部を使用する場合	造 階建ての	階部分	延床面積 m ²

(2) 階段の構造

種 別	階段及び踊場の幅	けあげ幅	踏 面	手すりの有無	入所室のある階
屋 内 直 通	cm	cm	cm		階
屋 内 直 通					
エ レ ベ ー タ	有 ・ 無				

(3) 分べん室及び新生児の入浴施設

室 名	床 面 積	構 造 設 備 の 概 要
分 べ ん 室	m ²	
新 生 児 入 浴 施 設		

(4) 入所室の構造

階 別	室 番 号	入 所 定 員	1 室 の 総 床 面 積	1 室 の 有 効 床 面 積	1 人 当 たり 有 効 床 面 積	1 室 の 採 光 面 積	1 室 の 外 気 開 放 面 積
		人	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
計	室						

(注) 平面図は、各室の用途を示し、妊婦、産婦又はじよく婦を入所させる室については、その定員を明示した図面とすること。

7 管理者の住所及び氏名

住 所	〒 電話番号 ()
氏 名	

8 業務に従事する助産婦の氏名、勤務の日及び勤務時間

氏 名	勤 務 の 日	勤 務 時 間

9 医療法施行規則第 15 条の 2 第 1 項の嘱託医師の住所及び氏名又は同条第 2 項の病院若しくは診療所の住所及び名称

住 所	〒 電話番号 ()
氏名 (名称)	

10 医療法施行規則第 15 条の 2 第 3 項の嘱託する病院又は診療所の住所及び名称

住 所	〒 電話番号 ()
名 称	

11 開設年月日

年 月 日 (業務開始年月日 年 月 日)

添付書類

- 1 開設者、管理者、業務に従事する助産師及び嘱託医師の免許証の写し
- 2 医療法施行規則第 15 条の 2 第 1 項の当該医師に嘱託した旨の書類又は同条第 2 項の当該病院又は診療所が診療科名中に産科又は産婦人科を有する旨の書類及び同項に規定する嘱託を行った旨の書類
- 3 医療法施行規則第 15 条の 2 第 3 項の当該病院又は診療所に嘱託した旨の書類

別記第 10 号様式(第 8 条関係)

診療所(助産所)開設届出事項変更届

年 月 日

和歌山県 保健所長 様

開設者	住 所	〒 電話番号 ()
	氏 名	(印)

下記のとおり診療所(助産所)の開設届出事項の一部を変更したので、医療法施行令(昭和 23 年政令第 326 号)第 4 条第 3 項の規定により届け出ます。

記

1 診療所(助産所)の名称及び所在地

名 称	
所 在 地	〒 電話番号 ()

2 変更事項(該当番号を○で囲むこと。)

- (1) 開設者の住所及び氏名
- (2) 診療所(助産所)の名称
- (3) 診療を行おうとする科目
- (4) 他の病院又は診療所の開設、管理又は勤務の有無
- (5) 他の助産所の開設若しくは管理又は他の病院、診療所若しくは助産所での勤務の有無
- (6) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、助産師及びその他の従業者の定員
- (7) 敷地の面積及び平面図
- (8) 建物の構造概要及び平面図
- (9) 歯科技工室の有無及び構造設備の概要
- (10) 病床数及び各病室の病床数
- (11) 管理者の住所及び氏名
- (12) 診療に従事する医師(歯科医師)の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間
- (13) 業務に従事する助産婦の氏名、勤務の日及び勤務時間
- (14) 勤務する薬剤師の有無及びその氏名
- (15) 医療法施行規則第 15 条の 2 第 1 項の嘱託医師の住所及び氏名又は同条第 2 項の病院若しくは診療所の住所及び名称
- (16) 医療法施行規則第 15 条の 2 第 3 項の嘱託する病院又は診療所の住所及び名称

3 変更した理由

--

4 変更内容

変 更 前	変 更 後

(注) 変更事項が(8)に該当する場合は、構造設備の概要を含めて記載すること。

5 変更年月日

年 月 日

添付書類

- 1 変更事項が氏名の変更の場合は、免許証の写し
- 2 変更事項が(3)に該当し新たに麻酔科を標榜している場合は、麻酔科標榜許可書の写し
- 3 変更事項が(6)に該当する場合は、従業者名簿を添付すること。
- 4 変更事項が(7)から(10)に該当する場合は、変更前と変更後の 2 葉の平面図を添付し、変更箇所が明瞭になるよう色分けする等工夫すること。
 なお、建物の平面図は、各室の用途を示し、各病室の病床数及び病床種別を明示した図面とすること。また、歯科技工室に関する変更の場合は、主要設備を明示した図面を併せて添付すること。
- 5 変更事項が(15)に該当する場合は、医療法施行規則第 15 条の 2 第 1 項の当該医師に嘱託した旨の書類又は同条第 2 項の当該病院又は診療所が診療科名中に産科又は産婦人科を有する旨の書類及び同項に規定する嘱託を行った旨の書類
- 6 変更事項が(16)に該当する場合は、医療法施行規則第 15 条の 2 第 3 項の当該病院又は診療所に嘱託した旨の書類

別記第11号様式中「診療所療養病床設置(変更)許可申請書」を「診療所病床設置(変更)許可申請書」に、「療養病床を」を「病床を」に改め、同様式4及び5の(3)中「療養病床以外の病床」を「一般病床」に改め、同様式6の(4)中「療養病床」を「病床」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第 11 号様式の 2(第 9 条の 2 関係)

診療所病床設置(変更)届

年 月 日

和歌山県知事

様

開設者	住 所	〒 電話番号 ()
	氏 名	(印)

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入)

下記のとおり病床を設置(変更)したので、医療法施行令(昭和 23 年政令第 326 号)第 3 条の 3 (第 4 条第 2 項) の規定により届け出ます。

記

1 診療所の名称及び開設の場所

名 称	
開設の場所	〒 電話番号 ()

2 診療科名

--

3 設置(変更)年月日

年 月 日

4 医療法第 7 条第 3 項の規定による設置許可を要しない理由

--

5 病床数

	療 養 病 床	一 般 病 床	合 計
現 行	床	床	床
届 出 後	床	床	床

6 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の現在員

(1) 従業者の現在員

	医師	歯科医師	薬剤師	看護師	准看護師	助産師	栄養士	診療放射線技師	診療 X 線技師	臨床検査技師	衛生検査技師	臨床工学技士	理学療法士	作業療法士	視能訓練士	義肢装具士	歯科衛生士	歯科技工士	看護補助者	その他	事務職員	合計
常 勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
非常勤																						
計																						

(2) 従業者名簿

別紙のとおり

7 建物の構造概要及び平面図

(1) 建物の構造概要

主要構造	階 数	建築面積	延床面積
造	地上 階、地下 階	m ²	m ²
建物の一部を使用する場合	造 階建ての	階部分	延床面積 m ²

(2) 廊下の構造

階別	片側廊下	中央廊下	階別	片側廊下	中央廊下
	cm	cm		cm	cm

(注) 中央廊下とは、その両側に居室がある廊下をいう。

(3) 階段の構造

種 別	階段及び踊場の幅	けあげ幅	踏 面	手すりの有無	病室のある階
屋 内 直 通	cm	cm	cm		階
屋 内 直 通					
エレベーター	有 ・ 無				

(4) 病床に係る入院施設の構造

種別	階別	室番号	病床数	1 室 の 総 床 面 積	1 室 の 有 効 床 面 積	1 人 当 たり 有 効 床 面 積	1 室 の 採 光 面 積	1 室 の 外 気 開 放 面 積
			床	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
計		室						

(5) 平面図

別紙のとおり

(注) 各室の用途を示し、各病室の病床数及び病床種別を明示した図面とすること。

別記第28号様式診療用放射線同位元素使用室の放射線障

害防止に関する事項中

「
主要構造部の耐火構造又は不燃材料
画壁外側の実効線量が1mSv/週以下と

の必要性	要する	・	要しない
なる措置	有	・	無

を「画壁外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置

有 無

に改め、同様式廃

棄施設の放射線障害防止に関する事項中

「
排気設備の必要性
施設外側の実効線

	有	・	
量が1mSv/週以下となる措置	有	・	

無

を「施設外側の実効線量が1mSv/週以下となる

無

措置 有 無

に改める。

別記第33号様式から別記第35号様式までを次のように改める。

別記第 33 号様式(第 30 条関係)

医療法人設立認可申請書

年 月 日

和歌山県知事

様

設立代表者	住 所	〒 電話番号 ()
	(ふりがな) 氏 名	(印)

下記のとおり医療法人設立の認可を受けたいので、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 44 条第 1 項の規定により申請します。

記

設立しようとする医療法人の名称及び所在地

(ふりがな) 名 称	
所 在 地	〒 電話番号 ()

添付書類

- 1 定款又は寄附行為
- 2 設立当初において当該医療法人に所属すべき財産の財産目録
- 3 設立決議録(財団である医療法人を設立する場合にあっては、添付する必要はないこと。)
- 4 設立趣意書
- 5 役員及び社員(評議員)の名簿
- 6 不動産その他の重要な財産の権利の所属についての登記所、銀行等の証明書類
- 7 当該医療法人の開設しようとする病院、医療法第 39 条第 1 項に規定する診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業員の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類
- 8 医療法第 42 条第 4 号又は第 5 号に掲げる業務を行おうとする医療法人にあっては、当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類
- 9 設立後 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- 10 設立者の履歴書
- 11 設立代表者が適法に選任されたこと及びその権限を証明する書類
- 12 役員の就任承諾書及び履歴書
- 13 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面及び管理者の医師免許証等の写し

(注) 住所及び電話番号は設立代表者の個人の住所及び電話番号である。

別記第 34 号様式(第 31 条関係)

理事数減員認可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者	主たる事務所所在地	〒 電話番号 ()
	医療法人名代表者の氏名	(印)

医療法人の理事の数を 1(2)人としたいので、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 46 条の 2 第 1 項ただし書の規定により申請します。

記

1 開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の数

--

2 常時勤務する医師又は歯科医師の数

医 師	人	歯科医師	人
-----	---	------	---

3 理事を 1(2)人とする理由

--

(注) 本認可申請は、医療法人の開設する医療施設を診療所 1 箇所とし、かつ、当該診療所に勤務する医師又は歯科医師を 1 人又は 2 人とする場合についてのみ適用となる。

別記第 35 号様式(第 32 条関係)

理事長選出特例認可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者	主たる事務所所在地	〒 電話番号 ()
	医療法人名代表者の氏名	(印)

医療法人の理事長を医師(歯科医師)以外の理事のうちから選出したいので、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 46 条の 3 第 1 項ただし書の規定により申請します。

記

1 理事長に選出しようとする理事の住所及び氏名

住所	〒 電話番号 ()
氏名	

2 理事長を医師又は歯科医師でない理事のうちから選出する理由

添付書類

- 1 理事長就任予定者の履歴書
- 2 認可されれば理事長に就任する旨の承諾書

別記第36号様式中 「添付書類
この決議を行った社員総会（理事
会）の議事録の写し（要原本証明）」 を削る。
別記第37号様式を次のように改める。

別記第 37 号様式(第 34 条関係)

定款 (寄附行為) 変更認可申請書

年 月 日

和歌山県知事

様

申請者	主たる事務所所在地	〒 電話番号 ()
	医療法人名代表者の氏名	Ⓜ

下記のとおり定款(寄附行為)の変更をしたいので、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 50 条第 1 項の規定により申請します。

記

1 定款(寄附行為)変更の内容

2 定款(寄附行為)変更の事由

添付書類

- 1 定款又は寄附行為の変更内容 (新旧対照表を添付すること。) 及びその事由を記載した書類
 - 2 現行の定款又は寄附行為の写し
 - 3 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類
 社団の医療法人にあつては、社員総会の議事録
 財団の医療法人にあつては、理事会 (評議員会) の議事録
- A 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が新たに病院、医療法第 39 条第 1 項に規定する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に係るものであるときは、上記 1 及び 2 並びに次の書類を添付すること。**
- 4 当該医療法人の開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業員の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類
 - 5 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面及び管理者の医師免許証等の写し
- B 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が医療法第 42 条各号に掲げる業務を行う場合に係るものであるときは、上記 1 及び 2 並びに次の書類を添付すること。**
- 6 当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類
- C 定款又は寄附行為の変更が、社会医療法人である医療法人が医療法第 42 条の 2 第 1 項の収益業務を行う場合に係るものであるときは、上記 1 及び 2 並びに次の書類を添付すること。**
- 7 収益業務の概要及び運営方法を記載した書類
- A～Cのいずれかに該当する場合、次の書類を添付すること。**
- 8 定款又は寄附行為変更後 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書
 - 9 新たに基金の拠出又は寄附を受ける場合、その契約書又は申込書の写しとそれが不動産であるときは登記事項証明書及びその評価額を証明する書類
 - 10 土地、建物等を賃借する場合、その契約書の写しと登記事項証明書

- (注) 1 事業計画は新たな事業の発足に要する土地、建物、機械器具、備品及び医薬品等の調達方法、当面の運転資金について、新たに開設する施設はもちろん、法人全体の資産との関連についての計画又は経営の見通しをできる限り詳細に記載すること。
- 2 変更予算書は、現行、変更後、増減に分けること。

別記第38号様式中「事務所の所在地の変更に係る」を削る。

別記第39号様式から別記第43号様式までを次のように改める。

別記第 39 号様式(第 36 条関係)

決 算 届

年 月 日

和歌山県知事 様

届 出 者	主たる事務所所在地	〒 電話番号 ()
	医療法人名代表者の氏名	(印)

年度(年 月 日から 年 月 日まで)の決算を終了したので、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 52 条第 1 項の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書

A 社会医療法人の場合、次の書類を添付すること。

- 6 医療法第 42 条の 2 第 1 項第 1 号から第 6 号までの要件に該当する旨を説明する書類

B 社会医療法人債を発行した医療法人の場合、次の書類を添付すること(ただし、10 及び 11 は社会医療法人に限る。)

- 7 純資産変動計算書
- 8 キャッシュ・フロー計算書
- 9 附属明細表
- 10 公認会計士又は監査法人の監査報告書
- 11 医療法第 42 条の 2 第 1 項第 1 号から第 6 号までの要件に該当する旨を説明する書類

- (注) 1 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りること。
- 2 提出は毎会計年度終了後 3 月以内である。
- 3 貸借対照表の純資産の額に変更があった場合は、登記事項(組合等登記令(昭和 39 年政令第 29 号)別表の資産の総額)の変更の登記が必要である。

別記第 40 号様式(第 37 条関係)

解散認可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者	主たる事務所所在地	〒 電話番号 ()
	医療法人名代表者の氏名	(印)

下記のとおり医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 55 条第 1 項第 2 号 (第 3 号) の事由により解散したいので、同条第 3 項の規定により申請します。

記

解散の事由(該当番号を○で囲むこと。)

- | |
|---------------------------------|
| (1) 目的たる業務の成功の不能
(2) 社員総会の決議 |
|---------------------------------|

添付書類

- 1 理由書
- 2 医療法、定款又は寄附行為に定められた解散に関する手続を経たことを証する書類
 社団の医療法人にあつては、社員総会の議事録
 財団の医療法人にあつては、理事会(評議員会)の議事録
- 3 財産目録及び貸借対照表
- 4 残余財産の処分に関する事項を記載した書類

別記第 41 号様式(第 38 条関係)

解 散 届

年 月 日

和歌山県知事 様

届	主たる事務所所在地	〒 電話番号 ()
出	医療法人名	
者	清算人の氏名	(印)

下記のとおり医療法人を解散したので、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 55 条第 1 項第 1 号(第 1 項第 5 号、第 2 項第 1 号)の規定により届け出ます。

記

1 解散の事由(該当番号を○で囲むこと。)

- | |
|--|
| (1) 定款又は寄附行為をもって定めた解散事由の発生
(解散事由)
(2) 社員の欠亡 |
|--|

2 解散年月日

年 月 日

添付書類

- 1 理由書
- 2 財産目録及び貸借対照表
- 3 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
- 4 登記事項証明書
- 5 清算人の履歴書
- 6 清算人の就任承諾書

別記第 42 号様式(第 39 条関係)

残余財産帰属処分認可申請書

年 月 日

和歌山県知事

様

申請者	主たる事務所所在地	〒 電話番号 ()
	医療法人名	
	清算人の氏名	(印)

医療法人の解散による残余財産について、別紙処分案により処分したいので、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号）により、なおその効力を有することとされた改正法による改正前の医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 56 条第 2 項（第 3 項）の規定により申請します。

添付書類

- 1 解散の理由書
- 2 財産目録及び貸借対照表
- 3 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
- 4 残余財産の帰属者の同意書
- 5 社団の医療法人にあっては総社員の同意書

別記第 43 号様式(第 40 条関係)

合 併 認 可 申 請 書

年 月 日

和歌山県知事 様

申 請 者	主たる事務所所在地	〒 電話番号 ()
	医療法人名 代表者の氏名	(印)
者	主たる事務所所在地	〒 電話番号 ()
	医療法人名 代表者の氏名	(印)

医療法人を合併したいので、医療法(昭和 23 年法律第 205 号) 第 57 条第 4 項の規定により申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 医療法第 57 条第 1 項又は第 3 項の手続を経たことを証する書類
 社団の医療法人にあつては、社員総会の議事録
 財団の医療法人にあつては、理事会(評議員会)の議事録
- 3 合併契約書の写し
- 4 医療法第 60 条の場合においては、申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書類
- 5 合併後存続する医療法人又は合併によって設立する医療法人の定款又は寄附行為
- 6 合併前の各医療法人の定款又は寄附行為
- 7 合併前の各医療法人の財産目録及び貸借対照表
- 8 合併後 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- 9 新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書
- 10 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面及び管理者の医師免許証等の写し

別記第44号様式中「第5条の7」を「第5条の12」に改め、「(登記事項が知事の認可を受けたものである場合は不要)」を削る。

別記第45号様式から別記第47号様式までを次のように改める。

別記第45号様式(第42条関係)

役 員 変 更 届

年 月 日

和歌山県知事

様

届 出 者	主たる事務所所在地	〒 電話番号 ()
	医療法人名代表者の氏名	(印)

下記のとおり役員の変更があったので、医療法施行令(昭和23年政令第326号)第5条の13の規定により届け出ます。

記

役員変更の内容

新たに就任した役員			退任した役員			変更理由
就任年月日	役職名	氏名	退任年月日	役職名	氏名	

(注) 医療機関の管理者については、変更理由欄にその旨並びに医療機関名を記入すること。

添付書類

- 1 新たに就任した役員の就任承諾書
- 2 新たに就任した役員の履歴書
- 3 社員及び役員名簿

別記第 46 号様式(第 43 条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

主たる事務所の所在地

医療法人名

代表者の氏名

⑩

仮理事選任申請書

下記の者を、本法人の仮理事に選任していただきたく、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 68 条第 1 項において準用する民法(明治 29 年法律第 89 号)第 56 条の規定により申請します。

記

1 仮理事に選任されるべき者

住 所

氏 名

生年月日

仮理事に選任する理由

性 別

職 業

2 選任を必要とする理由

添付書類

1 仮理事の履歴書

2 仮理事の就任承諾書

3 役員及び社員(評議員)の名簿

別記第 46 号様式の 2(第 43 条の 2 関係)

特別代理人選任申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者	主たる事務所所在地	〒 電話番号 ()
	医療法人名代表者の氏名	(印)

下記のとおり特別代理人を選任されたく、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 68 条第 1 項において準用する民法(明治 29 年法律第 89 号)第 57 条の規定により申請します。

記

1 特別代理人に選任されるべき者

住所	〒 電話番号 ()				
氏名		性別		職業	
生年月日	年	月	日生	理事長との続柄	

2 特別代理人に選任する理由

3 特別代理人の選任を必要とする理由

添付書類

- 1 特別代理人の履歴書
- 2 特別代理人の就任承諾書
- 3 その他参考となる書類

別記第46号様式の2の次に次の1様式を加える。

別記第 47 号様式(第 44 条関係)

清算人の就任登記届

年 月 日

和歌山県知事 様

届 出 者	主たる事務所所在地	〒 電話番号 ()
	医療法人名	
	清算人の氏名	(印)

当医療法人の清算人として就任登記を行ったので、医療法施行令(昭和 23 年政令第 326 号)第 5 条の 12 の規定により届け出ます。

記

1 就任した清算人の住所及び氏名

住 所	〒 電話番号 ()
(ふりがな) 氏 名	

2 清算人と法人との関係(当該清算人を選出した理由)

--

3 法人の解散した理由

--

4 登記年月日

年 月 日

添付書類

- 1 登記事項証明書
- 2 清算人の履歴書
- 3 清算人の就任承諾書

附 則

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の医療法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

和歌山県規則第50号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成11年和歌山県規則第71号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第12条第4項」を「第12条第6項」に改める。

第5条中「第15条第4項」を「第15条第5項」に改める。

第8条第2項中「第19条第2項」を「第19条第3項」に改め、同条第3項中「第20条第1項」を「第20条第1項及び第4項」に、「及び法第46条第1項」を「並びに法第46条第1項及び第4項」に改め、同条第5項中「第19条第4項」を「第19条第5項」に改める。

第19条の見出し中「入院患者」を「感染症患者」に改め、同条第1項中「第37条第1項」の次に「及び法第37条の2第1項」を加え、同条第2項中「知事」を「保健所長」に改め、「（別記第51号様式）」の次に「又は患者票（別記第51号様式の2）」を加える。

第20条第2項中「第38条第7項」を「第38条第8項」に改め、同条第3項中「第38条第8項」を「第38条第9項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（病院管理者の届出）

第20条の2 法第53条の11第1項の規定による届出は、結核患者入院届（別記第55号様式の2）又は結核患者退院届（別記第55号様式の3）により行うものとする。

別記第3号様式中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

別記第10号様式中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「第15条第4項」を「第15条第5項」に改める。

別記第14号様式中「当該感染症の病原体を保有しなくなるまでの期間」を削り、「第69条第3項」を「第77条第4項」に、「30万円」を「50万円」に改める。

別記第18号様式中「3 入院すべき期限」を「3 入院すべき期間」に、「第19条第2項」を「第19条第3項」に改める。

別記第19号様式中「第19条第2項」を「第19条第3項」に、

「4 入院する期限」を「4 入院する期間」に改める。

別記第20号様式中「第20条第1項（第46条第1項）」を「第20条第1項及び第4項（第46条第1項及び第4項）」に、「3 入院を継続すべき期限」を「3 入院を継続すべき期間」に改める。

別記第21号様式中「3 入院を継続する期限」を「3 入院を継続する期間」に改める。

別記第22号様式中「第19条第4項」を「第19条第5項」に、「3 入院の期限」を「3 入院の期間」に改める。

別記第23号様式中「3 延長後の入院期限」を「3 延長後の入院期間」に改める。

別記第24号様式中「当該入院に係る病原体を保有しないことを確認したので、入院措置」を「当該入院に係る入院措置」に改める。

別記第25号様式中「病原体を保有していないこと」の次に「又は当該入院に係る感染症の症状が消失したこと」を

「5 入院医療機関名及び入院日 「5
加え、同様式中 住所 を
氏名 氏名 」

入院医療機関名及び入院日
所在地 に改める。
名称 」

別記第50号様式中「第37条」を「第37条第1項（第37条の2第1項）」に改める。

別記第51号様式中「和歌山県知事 氏名」を「保健所長」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第51号様式の2 (第19条関係)

患 者				票 子		保 健 所 長		印	
公 費 負 担 番 号				病 名	2		3		
公費負担医療の受給者番号				医 療 の 種 類	1	抗 結 核 薬 () 剤 使 用	1 薬品名 INH RFP SM EB KM TH EVM PZA PAS CS 2 1のうち局所療法に用いるもの ()		
交 付 及 び 保 健 所 在 地					A 化 学 療 法	2 副腎皮質ホルモン剤	薬 品 名 ()		
交 付 年 月 日			年 月 日	B 外 科 的 療 法	1 肺 結 核	1 肺虚脱療法 2 空洞直達療法 3 肺切除術			
氏 名			年 月 日	C 骨 関 節 結 核 の 装 具 療 法	2 結 核 性 膿 胸				
性 別	男	女	年 月 日	D A~Cに必要なX線検査、菌検査及び血沈検査、B又はCに必要な処置、その他の治療	3 骨 関 節 結 核				
生 年 月 日			年 月 日	E B又はCに必要な収容	4 泌 尿 器 結 核				
住 所					5 その他 ()				
被 保 險 者 等 の 別	健保 (本人・家族) 国保 (一般・退職本人・退職家族) 生保 (保護受給中・保護申請中)								
老 人 保 健 法 に よ る 資 格	有 ・ 無								
診 療 報 酬	健保の例 老保の例 (年 月 月から) 協 定								
結核指定医療機関名									
(病院・診療所)所在地									
有 効 期 限	年 月 日	年 月 日	年 月 日						

別記第52号様式から別記第55号様式までを次のように改める。

別記第 5 2 号様式 (第 2 0 条関係)

感染症指定医療機関に係る開設同意書

年 月 日

和歌山県知事 様

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 3
8 条第 2 項の規定により、 を

〔 第 1 種感染症
第 2 種感染症
結 核 〕 指定医療機関として指定されることについて同

意します。

病院若しくは診療所
又は薬局の所在地

名 称

開設者住所
(法人の場合は法人の住所)

開設者氏名
(法人の場合は法人の名称)

印

別記第 5 3 号様式 (第 2 0 条関係)

感染症指定医療機関指定書

様

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 3 8 条
第 2 項の規定により、

を

〔 第 1 種感染症
第 2 種感染症
結 核 〕 指定医療機関として指定します。

年 月 日

和歌山県知事 氏名 印

別記第 5 4 号様式 (第 2 0 条関係)

感染症指定医療機関辞退届

和歌山県知事 様

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 3 8 条第 8 項

の規定により、 年 月 日付けで、
〔 第 1 種感染症
第 2 種感染症
結 核 〕

指定医療機関の指定を辞退します。

年 月 日

病院若しくは診療所
又は薬局の所在地

名 称

開設者住所
(法人の場合は法人の住所)

開設者氏名
(法人の場合は法人の名称)

印

別記第 5 5 号様式 (第 2 0 条関係)

感染症指定医療機関指定取消通知書

(名前)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 3 8 条第 9 項

の規定により、
の [第 1 種感染症
第 2 種感染症] 指定医療
結 核

機関としての指定を取り消します。

取消理由

年 月 日

和歌山県知事 氏名 印

(教示) この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県知事が被告の代表者となります。) として提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。) ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

別記第55号様式の次に次の2様式を加える。

別記第 5 5 号様式の 2 (第 2 0 条の 2 関係)

結核患者入院届出票

年 月 日

保健所長 様

医療機関名

所在地

管理者



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 5 3 条の 1 1 第 1 項の規定により届け出ます。

患者の氏名		性別	男・女	生年月日	
保 護 者 (患者が未成年の場合)		続柄		職 業	
住 所					
病 名					
入院年月日	年	月	日		

入院日から 7 日以内に、最寄りの保健所長に届け出てください。

別記第 5 5 号様式の 3 (第 2 0 条の 2 関係)

結核患者退院届出票

年 月 日

保健所長 様

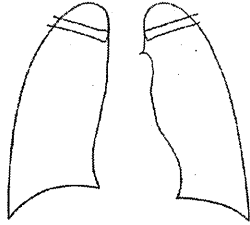
医療機関名

所在地

管理者



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 5 3 条の 1 1 第 1 項の規定により届け出ます。

患者の氏名		性別	男・女	生年月日	
保 護 者 (患者が未成年の場合)		続柄		職 業	
住 所					
病 名					
入院年月日	年	月	日		
退院年月日	年	月	日		
退院事由	軽快・転院() 死亡(年 月 日)死因()				
退院時の病状 及び排菌	医師所見	最終胸部 X 線所見 平成 年 月 日撮影  病型 ()			
	菌検査		月 日	月 日	月 日
	塗抹				
	培養				

退院日から 7 日以内に、最寄りの保健所長に届け出てください。

別記第56号様式中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(結核予防法施行細則の廃止)

2 結核予防法施行細則(昭和30年和歌山県規則第93号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則による改正前の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

和歌山県規則第51号

和歌山県営自転車競走実施規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県営自転車競走実施規則の一部を改正する規則

和歌山県営自転車競争実施規則(昭和37年和歌山県規則第72号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和23年商工省令第28号」を「平成14年経済産業省令第97号」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第7条第1項中「第3条の規定により競技会」を「法第1条第6項の規定により自転車競技会(以下「競技会」という。)」に改める。

第27条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第63条の見出し中「及び入場券」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第64条を次のように改める。

第64条 削除

第65条第1項第1号中「第7条第1項第1号から第3号」を「第19条第1項第1号から第3号」に改め、同条第2項を削る。

第66条の見出しを「(き章等の検査)」に改め、同条第1項中「入場券を交付した者に対して入場券の改札を、前条第2項の規定により無料入場証を交付した者に対して無料入場証の検査を」及び「それぞれ」を削り、同条第2項中「入場券の検札並びに無料入場証及び」を削る。

第70条第2項中「入場券、無料入場証」を削る。

第74条を次のように改める。

(車券の発売方法)

第74条 車券は、競輪場内の車券発売所において券面金額で発売する。ただし、和歌山県営自転車競走電話投票実

施規則(昭和62年和歌山県規則第80号)第1条に規定する電話投票による場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県規則第52号

和歌山県営自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県営自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則

和歌山県営自転車競走電話投票実施規則(昭和62年和歌山県規則第80号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3条の3」を「第3条の2」に改める。

第2条中「昭和23年商工省令第28号」を「平成14年経済産業省令第97号」に改める。

第3条の3を削る。

第5条に次の1項を加える。

3 新たに加入者となる応募者に係る確認行為は、別表に定める銀行(以下「指定銀行」という。)において行うことができる。

第7条中「パスワード」を削り、「暗証番号」の次に「(インターネット方式の加入者にとっては自己の暗証番号及びパスワード)」を加える。

第8条第1項中「別表に定める銀行(以下「指定銀行」という。)」を「指定銀行」に改め、同条第3項中「振替用口座」の次に「若しくは普通口座」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項に係らずインターネット専門銀行(以下「専門銀行」という。)を利用する加入者は、投票用の預金を引き出し、戻し入れるための普通預金口座(以下「普通口座」という。)を開設しなければならない。

第8条の次に次の1条を加える。

(加入者台帳)

第8条の2 県は、加入者台帳を作成し、各加入者について、次の各号に掲げる事項をこれに記入するものとする。

(1) 氏名、性別及び生年月日

(2) 住所

(3) 勤務先

(4) 自宅及び勤務先の電話番号

(5) 加入者番号

(6) パスワード(インターネット方式を利用する加入者に限る。)

(7) 認証ID(インターネット方式を利用する加入者に限る。)

(8) 暗証番号

(9) 銀行名

(10) 指定口座の口座番号又は投票用口座及び振替用口座の口座番号若しくは普通口座の口座番号

(11) 担保金の金額 (担保加入者に限る。)

(12) 電話投票の利用開始年月日

第9条第1項中「投票用口座」の次に「若しくは普通口座」を加える。

第10条第1項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 3万円

第11条中「第8条第2項」の次に「又は第3項に定める手続」を加え、「第8条第3項」を「第8条第4項」に改める。

第13条第1項第2号中「振替口座」を「振替用口座若しくは普通口座」に改め、同項第5号中「若しくは振替用口座」を「及び振替用口座若しくは普通口座のすべて又はそのいずれかの口座に係る電話投票契約」に改める。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第18条第2項中「無担保加入者の車券」を「無担保加入者 (専業銀行加入者を除く。) の車券」に改め、同条に次の1項を加える。

3 専業銀行 (銀行営業日に限る。) 加入者の車券の購入限度額は、次のとおりとする。ただし、1日に999万円を超えて車券を購入することはできない。

(1) 電話投票実施日における第1回目の車券の購入に係る購入限度額は、当該加入者が普通口座に入金した額とする。

(2) 電話投票実施日における第2回目以降の車券の購入に係る1回の購入限度額は、普通口座に入金した額から直前の回までの当該車券の購入金額を減じた額に、当該車券に係る払戻金及び返還金の合計額並びに新たに普通口座に入金した額を加えた額とする。

第23条第1項中「投票用口座」の次に「若しくは普通口座」を加え、「、その他」を「その他」に改める。

第24条中「投票用口座」の次に「若しくは普通口座」を加える。

第25条の3中「前条に規定する」を「前条の」に改める。

別表中「(第8条関係)」を「(第5条関係)」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。